



平成 26 年 11 月 13 日

各 位

会 社 名 井 関 農 機 株 式 会 社  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 木 村 典 之  
コ ー ド 番 号 6 3 1 0  
上 場 取 引 所 東 証 第 1 部  
問 合 せ 先 I R ・ 広 報 室 長 鈴 木 文 利  
(TEL. 03-5604-7709)

自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）による自己株式の買付けに関するお知らせ

当社は、平成 26 年 11 月 13 日開催の取締役会において、以下のとおり、平成 26 年 5 月 29 日にお知らせした会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づく自己株式の取得につきまして、その具体的な取得方法について決議いたしましたので、お知らせいたします。

## 記

### 1. 取得の方法

本日（平成 26 年 11 月 13 日）の終値（最終特別気配を含む）232 円で、平成 26 年 11 月 14 日午前 8 時 45 分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）において買付けの委託を行う（その他の取引制度や取引時間への変更は行わない）。

当該買付注文は当該取引時間限りの注文とする。

### 2. 取得の内容

(1) 取得対象株式の種類 : 当社普通株式

(2) 取得する株式の総数 : 1,600,000 株

(3) 取得結果の公表 : 午前 8 時 45 分の取引終了後に取得結果を公表する。

(注 1) 当該株数の変更は行わない。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もある。

(注 2) 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行う。

### (ご参考)

#### 1. 平成 26 年 5 月 29 日開催の取締役会における決議内容

(1) 取得する株式の種類 : 当社普通株式

(2) 取得する株式の総数 : 450 万株を上限とする

(発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 1.96%）

(3) 株式の取得価額の総額 : 10 億円を上限とする

(4) 取得する期間 : 平成 26 年 5 月 30 日～平成 27 年 3 月 31 日

#### 2. 上記取締役会決議に基づき取得した自己株式の累計（平成 26 年 11 月 13 日現在）

(1) 取得した株式の総数 : 1,430,000 株

(2) 株式の取得価額の総額 : 398,760,000 円

以 上